



オフィス・サポートNEWS

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-3-2 佐藤ビル5F
TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926
E-mail info@officesup.com URL http://www.officesup.com

第152号 2021年10月

発行責任者 鎌田 勝典

となりの弁護士

間違っていることもある。人間だもの

1 最高裁判例集に多数の誤りが発見されたとして業界では話題になっている。報道によると調査対象となった著名判例12件だけで、119箇所、誤りがあったという。その内訳は、「脱字12、助詞の間違い6、句点19、助詞の誤字」などなど。意味が通じれば、句読点が間違っているという気にはならない。いや、と私のような大雑把で、いい加減な弁護士はそう考えてしまうのであるが、最高裁はシヨックを隠し切れず、「パンドラの箱が開いた」「歴史が変わるかもしれない」と大騒ぎとなっている。

2 今こそパソコンが普及し、デジタルデータで判例検索ができる時代になってはいるが、大審院時代から、判決書は手書きであり、人間のやる作業である以上誤りは不可避である。何も目くじらを立てるほどのことではない。

3 最高裁判所の判例は、事実上地方裁判所や高等裁判所などの下級審の裁判所を拘束する。そのため、フリーズの遺脱や「てにをは」の間違いが、下級審裁判所や我々弁護士の業務に多大な影響を与えることが危惧されている。

しかし、著名な刑事えん罪事件や国家政策が問われる行政事件などに限らず、私たち弁護士は、

TOPICS

令和3年版労働経済の分析(労働経済白書)が発表

労使トラブル110番

求人票が不受理となる場合とは ～3交替制勤務と1箇月単位変形労働時間制の導入

連載

失敗しない就業規則の作成・改定のポイント

新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

司法書士の業務つれづれ帳

JAZZでほっと一息

となりの弁護士 ほか

カボチャと栗



弁護士法人
パートナーズ法律事務所長
弁護士 原 和良

「てにをは」レベルの問題ではなく、裁判所の時代感覚や人権感覚、事実認定など根幹部分で、誤りを犯し、三行半の「上告棄却」「上告不受理」の決定をもらい、悔しい思いをすることはしばしばある。

4 これこそが不正義であり、本来そのことが今我が国の司法に問われているのではないかと、思わざるを得ないのである。

本来、近代憲法である日本国憲法は、権力者の暴走を止めるため、権力を立法・行政・司法の三権に分け、それぞれの権力が互いに監視し合うという制度を採用している。しかし、行政が肥大化し、立法府において政権交代が進まない中で、司法は戦後一貫してものが言えないおとなしい三男坊としての立場に甘んじてきた。

憲法判断には消極的で、どちらかという行政や立法を承認する判断を繰り返してきたのが裁判所である。

三権分立とはいいながら、国家予算のうち司法予算は全体の0.3%強しか配分されず、そのために裁判官や裁判所職員の人数は制限され、人権の最後の砦としての裁判所の人権救済機能は不全に陥っている。

10月31日の総選挙の日には、15人の最高裁判所判事のうち前回の総選挙以降に選任された11人について国民審査も併せて行われる。果たして、あなたが印象に残っている、信任したい最高裁判事はいるだろうか？

時言 小規模事業者の“息切れ破たん”の増加が問うもの

1. 東京商工リサーチ社によると9月の新型コロナ関連の経営破たん（負債1,000万円以上）がこれまでの最多の160件に達した。集計対象外である1,000万円未満の小規模倒産を含めると新型コロナ関連破たんは累計で2,165件となった。最多の飲食業、続くのは建設業、アパレル関連、飲食料品卸売業、宿泊業である。その中でも特に目立つのが従業員5人未満の小規模倒産が半数以上を占めていること。いわゆる“息切れ破たん”である。
2. 新型コロナの会社業績への影響は、「マイナスの影響」が72.1%、「プラスの影響」5.0%、「影響なし」の17.8%（帝国データバンク）。世の中の会社の大半は打撃を受けている。
3. 全国でフードバンクの取組があちこちで行われている。

る。NPO法人「TENOHASI」が毎月2回東池袋公園で行う無料の弁当配布は、今年に入って並ぶ人が急増している。400食用意しわずか20分でなくなったという。かつての中高齢者中心ではなく、20代、30代の若者、女性も並んでいる。主催者は「液状化現象のように貧困層が表面に出てきた」と評す（10月18日朝日デジタル版）。

4. 医者や専門家が警告するコロナの「第6波」が大規模に発生したら、多分取り返しがつかない事態になる。また「GO TO」だとかいろいろ言っているが、すべての前提はコロナ対策である。なぜ感染が下火となったいまのうちに医療機関対策や大規模な検査体制などの抜本策を打ち出さないのか、不思議ではない。

らよっと一息



鎌田 勝典

周囲でも生活保護を受け始めた方が増え始めている。最新統計（7月調査）では申請20,757件（前年同月比5.6%増）、保護開始世帯数17,201件（同7.3%増）という数字だ。

映画「護られなかつた者たちへ」（公開中）は、ある老女の餓死という衝撃的事件から、生活保護のあり様を正面から問うた。NHKは「ハートネットTV」という番組で、2夜にわたって「みんなの生活保護」を特集した。その中では、福祉事務所窓口で、法律の要件とはされていない扶養照会等を義務付け、水際で却下するいわゆる「不適切な対応がある」と正面から問題提起した。

潮目が変わったのはコロナ禍だろう。女性を中心に仕事を失い、最後のセーフティネットを利用する以外に生きる道が断られた。令和3年3月30日、厚労省は「生活保護問答集」の一部改正を通知した。その中で、扶養照会について「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない」とし、「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、扶養義務者を直接照会することが真に適切でない場合又は扶養の可能性が期待できないものとして取り扱い、扶養照会を行わないこととして差し支えない」とした。

少し前までは、ごく一部の不正利用をあたかも全体であるかのようにキャンペーンがはられた。窓口では、申請用紙そのものが渡されず、扶養照会などで辞退させるあり方が横行した。本来生活保護は、憲法25条に基づく最後の生活保障制度として国民に与えられた権利なのである。

令和3年版労働経済の分析(労働経済白書)が発表

コロナ禍のもとで令和2年度は労働経済白書の作成が見送られました。したがって、今回の白書は2019年及び2020年の2年間の労働経済の動きについて分析しています。「新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響」という副題がついています。以下概要を紹介します。

Ⅱ 経済の動き

○2020年のGDPは、感染拡大の影響により消費や輸出が減少したことで、2020年第Ⅱ四半期(4～6月期)に前期比で実質8.1%減、名目7.8%減の大幅な減少。

○2020年の家計消費は、感染拡大防止のための外出自粛等の影響により、3～5月に大幅に減少。項目別にみると、「食料」では飲食店での「食事代」「飲酒代」、「交通・通信」では「航空運賃」「鉄道運賃」「教養娯楽」では「宿泊料」「映画・演劇等入場料」、「その他」では「背広服」「口紅」など外出に伴う支出が減少。他方、「食料」では「パスタ」「チューハイ・カクテル」、「教養娯楽」では「パソコン」、「その他」では「保健用消耗品」など、感染防止対策やいわゆる「巣ごもり需要」に関連する支出が増加。

○サービス利用・消費行動における感染拡大の影響は分野ごとに異なっており、きめ細かく見ていく必要がある。医療分野では、病院の1日平均患者数は「外来」で大きく減少した一方、「在院」の減少幅は少ない。介護分野では、「ショートステイ」「通所」といった一部の在宅サービスで減少が見られた一方、「施設サービス(施設入居)」では減少していない。小売業では、「百貨店」の販売額が大きく落ち込んだ一方、「スーパー」「ドラッグストア」の販売額は増加していた。

Ⅲ 雇用の動き

○2020年4月に、就業者数が前月比108万人減少、休業者数が急増、非労働力人口(収入がなく求職もしていない15歳以上)も86万人増と一時的に増加。その後徐々に回復。

○雇用者数の変動を雇用形態別にみると、2020年を通じて正規雇用労働者は増加を続けた一方、非正規雇用労働者が大きく減少した。離職者のその後の就業状況を見ると、正規雇用労働者も非正規雇用労働者も完全失業者または非労働力人口となる者が増加している。

○「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」など対人サービスを中心とした産業の雇用者数が減少(「宿泊業、飲食サービス業」の雇用者数は2020年平均で対前年比25万人減少)。

○「医療、福祉」等の産業で女性の正規雇用労働者が増加する一方、特に「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」で女性の非正規雇用労働者を中心に減少。男性の非正規雇用労働者は、「製造業」で大きく減少した。子育て世帯の女性や学生の非労働力人口が増加。

○特例を講じた雇用調整助成金の活用により2020年4～10月の完全失業率は2.6ポイント程度抑制されたと推計(10月の完全失業率は3.1%)。

Ⅳ 総労働時間、給与額

○総労働時間は、多くの産業で2020年3月以降急速に減少し、とくに「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」が大きく減少した。

○一方、感染拡大下で業務の継続を求められた「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」等の業種においては、特に女性の労働者で肉体的負担や精神的負担が増大した。

○政策の下支え効果もあり、リーマンショック期と比べ、総雇用者所得の減少は小幅。ただし、「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」「生活関連サービス業、娯楽業」では減少幅が大きい。

Ⅴ テレワークを活用した労働者の分析

○感染拡大前からテレワークを実施していた企業や労働者の方が、感染拡大下でテレワークを始めた企業や労働者よりも、テレワークの継続割合が高い。

○テレワークで仕事をする際の生産性や満足感は、オフィスで働く場合と比べて一般的に低下するものの、感染拡大前からテレワークを実施していた労働者では低下幅が小さい。

○企業におけるマネジメント上の工夫(業務範囲・期限や仕事の評価基準の明確化、業務の裁量をもたせることなど)や環境整備に取り組むことで、テレワークをする際の充実感や満足感が高くなっている。

<法改正情報>

2022年1月から傷病手当金の支給期間が通算化

特定社会保険労務士 鎌田 勝典



【傷病手当金とは】

病気やけなど私傷病で働くことができない健康保険被保険者とその家族に対する保障制度です。業務上の傷病については労災保険が適用されますが、傷病手当金は私傷病に対する休業時の手当となります。

私傷病で、①連続する3日間を含む4日以上仕事に就けなかった、②休業した期間について給与の支払がない場合に支給され、支給額は「12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30日×2/3」です。

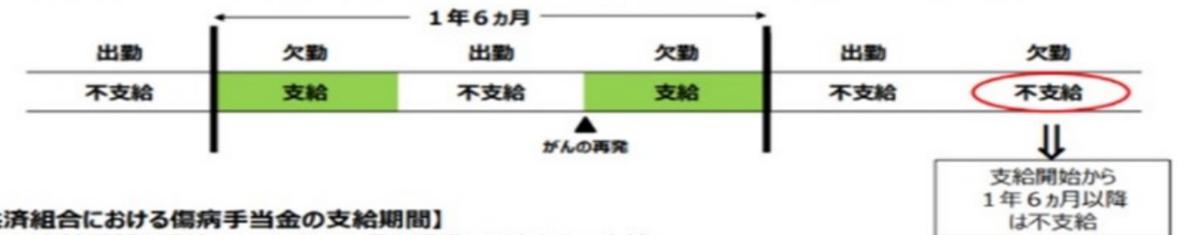
【法改正で変更された点】

今回の健康保険法改正で変更となるのは、「傷病手当金の支給期間」です。これまでは「支給開始した日から最長1年6ヵ月」であり、この1年6ヵ月には復職期間も含まれるため、休業期間中に十分な保障を受けられないケースが多々見受けられました。

この点、2022年1月以降は、「支給期間を通算して、1年6ヵ月を経過した時点まで支給される」ことになりました。図にすると、下記の上の部分が現行法に基づく支給期間で、実際の受給日数に関係なく暦上1年6ヵ月を経過してしまうと支給打ち切りとなっていました。下の部分が改正法に基づく支給期間で、一時的に復職した期間を除いて、実際に支給された期間のみを通算して1年6ヵ月まで支給されるということです。

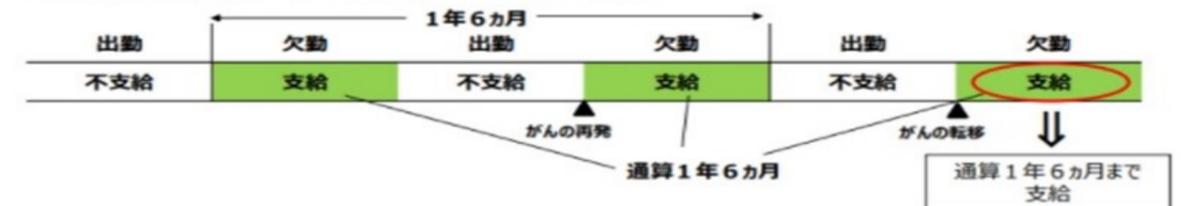
【健康保険における傷病手当金の支給期間】

⇒ 支給開始から1年6ヵ月を経過する時点まで支給(1年6ヵ月後に同じ疾病が生じた場合は不支給)



【共済組合における傷病手当金の支給期間】

⇒ 支給期間を通算して、1年6ヵ月を経過した時点まで支給。



出典：厚生労働省「第127回社会保障審議会医療保険部会 資料1 傷病手当金について」

【施行日前に受給権がある方の扱い～経過措置】

では、来年1月1日時点で傷病手当金の受給権がある方、つまり2020年7月2日以降に傷病手当金を受給開始した方についてはどうなるのでしょうか。出勤簿等によって不支給となった期間がある場合は、その期間を延長して取得することが可能になります。来年1月からでなければ適用が受けられないと申請をためらっている場合は、誤解を解くようにして下さい。

なお、傷病手当金の受給中は無給であっても、健康保険料と厚生年金保険料の被保険者負担分は負担しなければなりません。実際の手取り額はそれを考慮しなければなりません。もちろん受給開始後であれば、退職後も傷病手当金は支給されます。そのあたりの細かいアドバイスを会社はしていただきたいと思っております。

司法書士の業務つれづれ帳 第65回

流れ作業

司法書士の業務に「不動産決済の立会」というのがある。不動産の売買代金支払いに立会い、登記(名義変更)に必要な書類が揃っていることを確認して売買代金の支払いにGOサインを出す。

通常の不動産売買契約は、売買代金を支払うと買主に所有権が移る契約となっているので、売主が売買代金を受け取った瞬間に所有権は買主に移転するが、買主名義に登記がされないとならば、買主以外の第三者には買主が所有者であることを主張できない。

例えば、AがBに不動産を売却して代金を受け取った後、Bが登記をする前にCに売却してCが先に登記をしてしまった場合(BもCも、Aに騙されたことを知らない)、BはCに対して自分が所有者であることを主張できない。こういう「二重売買」のリスクを回避するために司法書士が不動産決済に立ち会って、売買代金支払い後、速やかに登記をする。

不動産決済の立会は司法書士の主要業務であり取り進む同業者は多いが、私はほとんどやっていない。この業務はキャッシュフローはいい。早ければ依頼から1週間程で報酬を受け取ることになる。決済現場で現金で受け取る。

しかし、価格決定権や時間・場所の決定権がほとんどない。売買の条件がすべて整ったところで依頼が入るので、業務の中に問題解決をする役割がなく、決定事項を正確に登記することが役割となる。そうするとどの司法書士がやっても結果は同じなので価格競争に陥りやすく、値上げはしづらい。また、売主、買主、金

JAZZでほっと一息

アドバンスト・ソフト 小柳 忠章

You and The Night and The Music あなたと夜と音楽と

1934年アーサー・シュワルツが作曲し、ハワード・ディーツが歌詞を書きました。この二人が書いたブロードウェイミュージカル「リベンジ・ウィズ・ミュージック」で歌われた12曲のうちの一つです。ミュージカルそのものはヒットしなかったようですが、この歌はヒットして、1953年のロマンチック・コメディ映画「バンドワゴン」で再度使われています。

歌手ではジュリー・ロンドンの録音が有名ですね。インストものではビル・エヴァンスのトリオ(フィリー・ジョー・ジョーンズ、ポール・チェンバース)でしょうか。なんと日本たばこ産業アド企画室から「ビル・エヴァンス:あなたと夜と音楽と」という単行本が出版されています。アド企画室とは広告を企画する部署で、1986年にマイルド・セブン・セレクトのCMにエヴァンスの「あなたと夜と音楽と」を使いました。もう35年も経っているが、映像も面白かったです。ナレーションは「今を生きる男たちが選んだひとつのクオリティー。セレクトを手にする一瞬、もうひとりの自分と語ることができる」。憶えている方も多だろう。

あなたと夜と音楽
燃えるような欲望で私を満たして
私を炎で燃やして

あなたと夜と音楽
私をわくわくさせて、一つになるの
夜と音楽が終わったあとでね

夜明けと陽の淡い光が来るまで
私たちの心は鳴り響くギターのように

司法書士事務所リーガルオフィス白金
代表司法書士 飯田 茂幸

URL:<http://shirokane-legal.com/>



融機関の都合が優先されるので、時間と場所が指定される。

ということで、この業務は「下請け型」で「労働集約型」となる。経営的には、できるだけ安い労働力で、業務を大量に回していくようになっていく。私が司法書士業界に入ったころは無資格者のスタッフが決済の立会をしても咎められることはなかったが、社会全体のコンプライアンスの意識が高まるに伴い、業界の規制も強化されて無資格者の立会はNGとなった。そうすると資格者を確保しないといけなくなるが、賃金は高くなるし、司法書士の受験者も年々減っているため採用は厳しい。業務は定型なのでスタッフのモチベーションも上がりづらい。司法書士も他の業界と同じ問題を抱えている。

なかなかしんどい業務ではあるが、業界の主要業務なので時々依頼を受けることもある。先日久しぶりに不動産決済に立ち会ったところ、買主が細かいことを言う人に対応に苦慮した。仲介業者も困っていたが、買主は気になることを一つ一つ確認したかっただけで、無理難題を言ったわけではなかった。日頃ないことに頭を悩ませはしたが、何とか回答して納得してもらった。

しんどい面が多い業務だから「流れ作業」に乗せたいというのが本心だが、そればかりやっていると大事なことを忘れていく。苦勞したけど買主に良い勉強をさせてもらった。



労使トラブル110番



労働相談メール roudou@officesup.com

求人票が不受理となる場合とは ～3交替制勤務と1箇月単位変形労働時間制の導入

Question

看護師の勤務時間は、日勤(8:30~17:00)、夜勤(16:45~翌9:15)、遅番(11:00~19:30)の3交替制勤務になっています。この度、ハローワークに求人票を出しに行ったのですが、職員から「変形労働時間制の協定を結んでいますか?それを監督署に提出していなければ求人票を受理できません」と言われ、求人票をつき返されてしまいました。いままでこのようなことはなかったのですが、どのように対応したらいいのでしょうか。

Answer

【求人不受理制度とは?】

職業紹介事業者は、原則として全ての求人を受理しなければならないとされています。ただし、2020年3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能となります。以下のいずれかの要件に該当する場合です。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ 一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
- ⑤ 暴力団員などによる求人(暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者)
- ⑥ 職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

※④～⑥の要件が、改正職業安定法により追加されました。
※違反した場合に求人の申込みが受理されないこととなる法律の規定とは

…労働基準法、最低賃金法、職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法(パワハラに関する措置義務違反)の諸規定です

さらに、以下の場合には、6カ月又は1年間が経過するまで「不受理期間」として、受理されない期間が置かれます。

- 1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合
- 対象条項違反により送検され、公表された場合
- 対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合

【就業時間の記載が法令違反だった】

貴法人が求人票を受理されなかったのは、就業時間の記載に法令に違反しているとみなされたためと思われる。3交替制を取る場合、夜勤の勤務時間が16:45~翌9:15ですから、休憩時間(仮眠時間)を除いても法定労働時間を上回っています。求人票の就業時間記載欄には、「該当する場合は選択」として「1. 交替制(シフト制)、2. フレックスタイム制、3. 裁量労働制、4. 変形労働時間制」の該当項目に○をつけることとなっています。貴法人の場合は、1と4に○をつけなければならないのが、多分1のみに○をした(=変形労働時間制の採用をしていなかった)と思います。

所定労働時間が法定労働時間を超える場合は変形労働時間制を採用しなければ違法な就業時間の設定になります。看護師のような勤務形態の場合、通常は1箇月単位の変形労働時間制を採用しているケースが大半です。なお、よくあるのは、夜中の0時を超えた勤務の場合、0時以降は翌日の勤務時間となると勘違いしているケースです。前日の勤務から継続した勤務は、始業時からの継続した労働として扱われます。

【変形制導入の手続を速やかに】

今回のハローワークの対応は、あくまでも法令違反状態を解決さえすれば求人票を受理しますということだと思えます。向こう6カ月又は1年間受理しないということではありません。したがって速やかに変形労働時間制の採用手続きをとり、必要な書類を労働基準監督署に提出してください。

具体的には、まず変形制導入に関する労使協定を締結し、協定届を監督署に提出する、そして就業規則にも必要な記載を行い(「以下の業務に従事する者については1箇月単位の変形労働時間制の適用対象とする。変形制の詳細は労使協定によって定める」というような記載です)、就業規則の変更届を監督署に行ってください。

失敗しない就業規則の作成・改定のポイント⑥

MORI 社会保険労務士・行政書士事務所
代表 森 慎一 (<http://office-mori.biz/>)



第66回：役職定年

「役職定年」とは、一定の役職者について、一定年齢に達したことをもってその役職を退かせる人事制度をいいます。人事院の調査¹⁾によれば、役職定年を導入している企業の割合は近年減少傾向にあり、平成19年度は23.8%でしたが、平成29年度は16.4%となりました。しかし、平成29年度でも500人以上の企業では30.7%に上るなど、規模の大きい企業では導入している割合が高いです。

今回は、高年齢社員の活用に関連して、論点になることの多い役職定年を取り上げます。

1 役職定年導入の経緯と意義

もともと日本では戦後しばらくの間55歳定年が一般的でした。それが1986年の高年齢者雇用安定法成立により60歳以上の定年が努力義務化されたことを契機として、役職定年が普及し始めました。さらに団塊の世代が50代を迎えた1990年代後半にポスト不足解消などを図る目的で役職定年の普及が進みました。このように、役職定年は、①高年齢社員の人員費削減、②役職ポスト不足の解消を図るとともに、③管理職の世代交代による組織の活性化を目的に導入されてきました。

その後は、前述のように導入率は減少傾向にありますが、最近定年を60歳以上に引き上げる企業が増え始めており、そのタイミングで役職定年制が検討されるようになってきました。ただし、その内容としては、定年引上げに合わせて役職定年を導入したり、従来の役職定年を引き上げたりするという企業と、役職定年を廃止するという企業の両方があることに留意が必要です²⁾。廃止については、将来の若年層のさらなる減少を見据えて、年齢に関係なく活躍できる職場づくりや役職定年後のモチベーション低下の防止、職務・役割給の導入などのため、年齢を基準に管理職を外す意義やメリットがなくなったという判断によるものと考えられます。

2 規定の内容

役職定年の規定は、就業規則本則に入れる場合がありますが、どちらかといえば別規程としている企業が多いと思います。

規定の内容で最も重要なのは、当然のことながら、役職定年の年齢を定めることです。60歳定年制

のもとでは55歳から57、58歳までの間で設定されていることが多かったですが、今後は定年を60歳以上とする企業の増加により、従来よりも高い年齢に設定する例が多くなるでしょう。なお、望ましくありませんが、適当な後任がいらない場合に備えて、例外的に留任できるような規定にしておく必要もあります。また、役職定年に達した後役職を退任する時期についても明確にしなければなりません。退任時期は、たとえば役職定年に達した給与計算期間の末日や事業年度末などが考えられますが、自社の異動の時期と合わせた方が運用しやすいでしょう。

役職定年に関するその他の規定としては、役職定年後の所属部署や对外呼称を定めることもあります。後者は、役職定年後に肩書が全くと業務に支障が出ることもありうるため、「専任部長」などの对外向けの肩書を定めておくというわけです。また、役職定年後の給与の取り扱いなどの処遇について変更がある場合には、その点についても規定して周知することが大切です。

3 導入・見直し時の注意点

役職定年は管理職の任免という人事権にかかわるものですので、その導入自体は原則として会社の裁量に委ねられるものです。しかし、役職定年により役職手当が支給されなくなるなど賃金の減少がともなう場合は不利益変更³⁾に該当し、「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものである」必要があります(労契法10条)。特に減額幅が大きいケースでは合理性が否定された裁判例³⁾もありますので、実施するにあたっては緩和措置や経過措置を適切に行うよう配慮することが必要です。

- 1) 「民間企業の勤務条件制度等調査結果」
- 2) 具体的な事例については労政時報4018号などで紹介されている。
- 3) H26.1.24熊本地判「隈本信用金庫事件」など

新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

<http://www.vcon.jp>

経営コンサルタント 野澤 周永 (株式会社Vコンサル)



第102回：事業再構築補助金その1概要

【事業再構築補助金とは】

「事業再構築補助金」って聞いたことがありますか？中小企業等の売上回復等のためウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応する新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の思い切った事業再構築挑戦を支援する、経産省の2021年度の大型予算の補助金事業です。今回は、この大型補助金について、わかりやすく解説していきます。事業予算規模は1兆1400億円余りであり、これまで例年公募があった1事業者あたり1000万円規模の「ものづくり補助金」等の10倍規模です。1中小事業者あたりmax最大8000万円です。なぜこんな大きな補助金事業がスタートしたのか？もちろん、コロナ禍ということもあります。背景には新製品、新商品・新サービスへの取組のトータル売上規模が、欧米諸国と比べると最低クラスであるという事情があります。また、このコロナ禍で、売上ダウンが数%である事業者は、経費削減や原価圧縮でなんとか事業継続をしのいでいけますが、10%~30%あるいはそれ以上売上ダウンしている事業者については、そのままの存続は厳しい。つまり新分野展開での新製品、新商品、新サービスをリリースするとか、業種転換、事業転換、業態展開、企業再編などをしていかないと生き残っていけない可能性が大です。そこで、この大型補助金で何とか中小事業者に息を吹き返してもらおうというのが国・経産省・中小企業庁の意図のようです。

【対象は中小事業者】

この補助金事業の対象者は、一部に中堅企業を含みますが、メインターゲットは個人及び法人である中小事業者であり、
① 本事業公募開始日において日本国内に本社を有する中小企業者等(個人及び法人)及び中堅企業等
② コロナ以前(2020年3月31日以前)から創業を計画等しており、2020年4月1日から2020年12月31日までに創業した場合は、特例的に支援の対象となります。資本金や従業員規模(常勤)は次のとおりです。

業種	資本金・常勤従業員何れかが下記以下
製造業、建設業、運輸業	3億円又は300人
卸売業	1億円又は100人
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円又は100人
小売業	5,000万円又は50人
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業・工業用ベルト製造業を除く)	3億円又は900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円又は300人
旅館業	5,000万円又は200人
その他の業種(上記以外)	3億円又は300人

【補助金額】

補助金額は、目玉となる[通常枠]が中小企業者等、中堅企業等ともに

- 【従業員数20人以下】100万円~4,000万円
 - 【従業員数21~50人】100万円~6,000万円
 - 【従業員数51人以上】100万円~8,000万円
- 補助率は、中小企業者等 2/3 (6,000万円を超える部分は1/2)、中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3)です。採択率は第2回公募まで応募者の30~35%と高くありません。一方の月ベースでのコロナ禍以前との比較で30%以上の売上ダウンの場合である、「緊急事態宣言枠」の場合は、(*緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けた事業者に対する措置。地域や業種は問いません。)
- 【従業員数5人以下】100万円~500万円
 - 【従業員数6~20人】100万円~1,000万円
 - 【従業員数21人以上】100万円~1,500万円
- <補助率> 中小企業者等 3/4、中堅企業等2/3で第2回公募まで採択率は80%近いです。

【実施期間】

補助事業実施期間は、交付決定日~12か月以内(ただし、採択発表日から14か月後の日まで)で、補助対象経費としては 建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費と建物や設備を含む、うれしい補助金です。

【応募要件】

- 応募要件は次の通りです。まず通常枠の場合、
 - 事業再構築要件…新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれかに該当する「事業再構築」であること
 - 売上高等減少要件…2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少かつ2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が同じく5%以上減少 *その他特例もあります。
 - 認定支援機関要件…事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。補助金額が3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関と策定
 - 付加価値額要件…補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。以上ですが、緊急事態宣言枠の場合は、これに
 - 宣言による売上高等減少要件…令和3年の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響により、令和3年1~8月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少(又は付加価値額が45%以上)
- 今回は補助金の概要のみとします。次回その傾向と対策をご教示いたします。

*当社(株)Vコンサルでも当補助金支援を行っております。お困りの方はHPからどうぞ。